

平成 19 年 12 月 21 日

有限責任中間法人
日本歯学系学会協議会会員 各位

有限責任中間法人
日本歯学系学会協議会
理事長 赤川 敏正



日本歯学系学会協議会 臨時總會のご案内

拝啓 寒冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

下記の日程にて臨時總會（平成 19 年度第 2 回總會）を開催いたしますので、ご多忙中とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

お手数ですが同封してございます出欠の葉書をご利用の上、ご出欠及び出席者をお教えいただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

有限責任中間法人 日本歯学系学会協議会 臨時總會

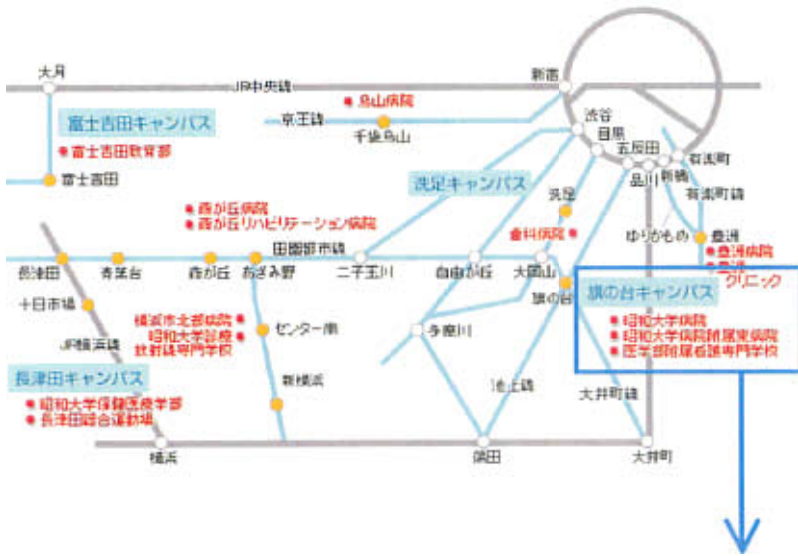
1. 日時：平成 20 年 1 月 18 日（金）12 時 30 分～13 時 30 分
2. 場所：昭和大学旗の台キャンパス 2 号館第一教室
〒142-8555 東京都品川区旗の台 1-5-8
（旗の台駅東口徒歩 7 分）
3. 議案：
第 1 号議案 役員選任規定に関する件
第 2 号議案 議事録署名人選任に関する件

以上

- * 会場の関係上、各学会からのご出席は 2 名以下（議決権は 1 学会 1 票）とさせていただきます。
- * 出欠席のお葉書と役員選任規定（案）についてのご意見は、準備の都合上 1 月 11 日までにご返信ください。
- * 同日 14:30-16:30 に開催する日本学術会議との合同会議会場は「日本学術会議講堂」です。總會の会場とは異なりますのでご注意ください。

昭和大学案内図

《旗の台キャンパス》



東急大井町線、池上線
「旗の台駅」東口より徒歩5分

昭和大学2号館は、
正門前の坂を100mほど上り、
上條講堂右手奥の建物になります。



有限責任中間法人 日本歯学系学会協議会
役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、有限責任中間法人日本歯学系学会協議会(以下「本会」という。)定款第14条の役員を選任に関し、必要な事項を定めるものである。

(理事及び理事長の選出)

第2条 理事及び理事長は、次の各号の選出方法によって選出され、理事会の議を経て、社員総会の承認(選任決議)を得るものとする。

- (1) 理事のうち8名は、あらかじめ会員から推薦された候補者の中から会員の郵便投票(8名以内連記)によって、得票の上位8名(理事就任の承諾を得た者)を選出する。
- (2) 他の理事は、理事長が前号の理事とは別に指名した7名を選出する。
- (3) 理事長は、前号および前々号で選出された理事15名の互選によって選出する。

(細則)

第3条 この規程の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第4条 この規程を改廃する場合は、庶務担当常任理事の発議により、理事会及び総会の承認を得なければならない。

有限責任中間法人 日本歯学系学会協議会
選挙施行細則

(目的)

第1条 この細則は有限責任中間法人日本歯学系学会協議会(以下「本会」という。)定款に定めるもののほか、理事及び理事長等選出に関する選挙の施行に必要な事項を定めるものである。

(委員会)

第2条 有限責任中間法人日本歯学系学会協議会(以下「本会」という。)に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、理事選出に関する選挙の一切を管理統括する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙実施時の理事長が指名する若干名の委員によって構成される。なお、委員は理事候補者として推薦されている者は除くものとする。
- 4 委員長は、委員の互選とし、委員会を統括する。
- 5 選挙管理委員会は、当該選挙の管理事項終了をもって解散するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、庶務担当常任理事の発議により、理事会の承認を得なければならない。